

第5回田川広域水道企業団水道料金等審議会 会議録

1 日時 令和4年5月25日（水） 10:00～10:30

2 場所 田川市役所別館 大会議室

3 出席者

（審議委員）	学識経験者・各首長が選出する者	7名
（オブザーバー）	福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室（オンライン）	1名
	福岡県企画・地域振興部市町村振興局	
	行財政支援課理財係（オンライン）	2名
（事務局）	田川広域水道企業団事務局本部	8名
	田川市・川崎町・糸田町・福智町水道事務所長	4名
	水道料金改定計画等策定業務受託業者	1名

4 配布資料

資料1 答申書（案）

5 会議概要

1. 開会

・第4回の議事録の確認について、事務局から説明をお願いします。（会長）

→事前に第4回審議会の会議録を配布していたが、意見、修正等あればお願いします。

委員1名からは先ほど、修正をいただいた。（事務局）

→他委員修正なし。

→委員からの指摘については修正していただき、そちらを決定稿とさせていただきます。

（会長）

2. 議事

(1) 答申書（案）について

・事務局より説明をお願いします。（会長）

→資料の準備をお願いします。昨年8月31日に企業長から諮問を受けた事項について、ここまで4回にわたって議論をしていただいた。様々な案を作成し、各種ご意見をいただきながら議論を進めていただいている。その内容を、考え方の整理というかたちで事務局の方で答申案をまとめさせていただいたので、その点について審議をお願いします。中身の説明については水道料金改定計画等策定業務受託業者にお願

する。(事務局)

→1 ページ目の「1. はじめに」から説明させていただく。こちらは先ほど説明があったとおり、考え方をまとめた資料となっている。「1. はじめに」ではこれまでの経緯を簡単に説明している。一読いただいているかと思うが、一通り説明させていただく。田川広域水道企業団は、令和5年4月から事業統合することを前提に、平成31年4月に各水道事業の経営を一体化し、国の交付金事業・補助事業を活用した施設の再編に着手している。一方、水道料金については平成30年10月9日に締結した「田川地域水道事業の統合に関する協定書」、こちらを第2次協定書として、令和3年5月31日に改定している。この協定書において、「水道料金は、事業統合まで現在の各水道事業の水道料金を据え置くこととし、その後、事業統合時に統一するものとする。」と定められている。そのため現時点では従前の料金体系を維持し、令和5年4月の事業統合と同時に統一した料金水準及び料金体系に改定することとしている。企業団の目指す将来像である「安全で安心できる水道水を安定的に供給し続けることができる水道」として事業運営を行っていくため、当審議会で、企業長から諮問を受け、令和3年8月から5回にわたり審議会を開催した。その中で、水道事業の現状と将来への投資費用の状況などを踏まえ、水道料金統一に伴う料金水準及び料金体系のあり方について、慎重に審議を重ねてきた。これまでの審議の内容を踏まえて、「水道料金統一に伴う料金水準及び料金体系のあり方」について、次のとおり答申するということである。

2 ページ目からは実際の答申の内容になっている。今までの審議会で議論していただいた内容をまとめたものになっている。

まず最初に「(1) 料金統一」である。これについては、こちらから報告して、特に異論をいただかなかったところである。1市3町の料金体系を維持していることから、地域により水道料金の算出方法が異なっている状況である。地域住民の公平性を考慮し、協定書第9条の規定に基づき、令和5年4月の事業統合時に料金を統一することが妥当であるということに記載している。

「(2) 料金算定期間」である。協定書第9条ただし書に基づき、統一後の料金が従前の料金を超える場合には、料金統一から5年間は従前の水道料金が適用されるということであるので、料金算定期間は経過措置終了後より5年の期間とさせていただき、令和5年度から令和14年度までの10年間とすることが妥当であるということが審議会で協議されたかと思う。

「(3) 料金水準(改定率)」である。現在、企業団で策定中の水道事業ビジョン・経営戦略で示されている「現行の平均供給単価204.9円に対して11%の上方改定」が必要であるという方向性は、企業団の持続可能な経営を実現する方策として妥当であるとしている。なおがきで、平均供給単価というのは、1市3町全体の料金収入を有収水量で除して算出する1㎡当たりの料金単価であるという注釈を入れている。

「(4) 料金体系」である。実際の議論の内容としてはこちらに時間を割いていただいた部分が多いかと思う。分量としてもこちらが一番大きくなっている。まず「①口径別料金への統一」である。近年、地方公共団体においては、用途別料金体系から口径別料金体系へ移行する傾向にある。ここに全国的な傾向を入れている。このような傾向を踏まえ、次の3点に基づき、用途別料金体系から口径別料金体系へ統一することが妥当であるとしている。

- ・水道料金算定要領においては口径別料金体系が基本とされていること。
- ・1市3町で異なる用途区分を設定しており、それぞれの対応関係が明確でないことから、改めて用途区分を設定することが困難であること。
- ・用途別料金体系では、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合がある（多く使う人が多く負担するという体系になっていない場合がある）

ということである。この3つの理由から口径別料金を統一することが妥当であるとしている。

この口径別の前提として、「②料金体系の基本方針」である。現在の田川市の供給単価183.0円は、1市3町の中では最も低い水準となっており、改定後の供給単価227.5円を唯一下回っている状況である。この現状を踏まえ、下図の1から7の基本方針を設定した。

「1. 基本料金収入と従量料金収入の設定の割合」である。こちらはあまり基本料金収入を上げすぎると、少量使用者が厳しくなるということで、少量使用者に配慮し、過度な基本料金の引き上げは行わないということである。

「2. 基本水量の設定」である。水道料金算定要領では、基本水量は廃止することが原則であるが、料金の激変を招くおそれがあり、基本水量をいきなり0にしてしまうと、特に少量使用者の料金が上がってしまうので、基本水量は存置することとし、その水量は8㎡に設定するというようにしている。

「3. 口径別の基本料金単価」である。こちらでも基本料金の話であるので、1.と同じく少量使用者に配慮し、過度な基本料金の引き上げは行わないとしている。

「4. 従量料金の通増度」である。こちらは使えば使うほど従量料金が上がっていく体系にするかどうかというような話である。1市3町は現在、単一型（使えば使うほど従量料金が上がるのではなく、いくら使っても従量料金の単価は一定）としていること及び水道料金算定要領において単一型が原則となっていることから、あえて変えずに従量料金は単一型とするという方針である。

「5. 従量料金の水量区画の設定」と「6. 口径別従量料金の設定」は「4. 従量料金の通増度」に関係する話であるので同上としている。

最後に「7. 用途別料金の設定」である。湯屋用及びごみ処理場の用途区分を設定するというところである。ここまでが基本方針である。

そして「③料金体系案」として、具体的な料金体系の設定の話を見せていただいている。

本審議会では検討の流れとして、まず、水道料金算定要領に基づく料金体系案を設定し、そこに企業団の現状を踏まえた調整を組み込んだ料金体系案が複数提示され、それをもとに議論を行った。そして用途別料金体系から口径別料金体系への変更により、基本料金が需要水量に応じた負担になることから、多くの料金体系案で大口径（30mm口径以上）の使用者が小口径（25mm口径以下）の使用者と比較して改定率が大きくなる結果となった。元々、水道料金算定要領に基づく料金体系は大口径の方の改定率が非常に高いという案になってしまったので、それを修正し、大口径の方への改定率を下げたものを案として出させていただいたが、それでも多くの体系案で大口径の改定率が大きくなるという結果になった。しかしながら、大口径の使用者には医療・介護・福祉施設が多く含まれていることから、審議会では、料金統一による負担が大口径の使用者に偏ることは望ましくないという意見が挙げられた。審議の結果、審議会としては、大口径の使用者に負担が偏る改定は避けるべきという考えで意見が一致した。一方で、大口径の使用者に負担が偏ることを避けるためには小口径の使用者に一定の負担を求めるといふことが必要不可欠である。求めないと必要な料金収入が確保できないということになるので、その点についても、議論の結果、やむなしという意見で一致した。以上を踏まえ、大口径の使用者には負担を求めざるを得ないものの、小口径の使用者にも一定の負担を求めるといふような料金体系にすることが妥当であるという結論から、審議会としては事務局から最終的に提示された料金体系案のうち、最も大口径使用者の負担が少ない案が望ましいとの意見で一致した。なお、実際に採用する料金体系については、審議会での議論を踏まえ、各使用者への影響を勘案して検討されたい。こちらもお考えをお示しする趣旨の答申であるので、具体的な料金体系案はここでは入れていない。ここまでが料金体系案である。

「④湯屋用の用途区分の設置」である。公衆浴場は、公衆浴場法により、一般公衆浴場とその他の公衆浴場に区分されている。一般公衆浴場の入浴料金は条例等により上限が定められていることから、水道料金が値上げされた場合に入浴料金を値上げすることが困難である。そのため、一般公衆浴場の料金設定については、一定の配慮をすることが妥当である。また、その他の公衆浴場に分類されるものはいずれも福智町で営業されていることから、現行の福智町の料金水準を基礎に検討することが妥当である。以上から、公衆浴場については湯屋用の用途区分を設定し、一般公衆浴場とその他の公衆浴場に分けて料金体系を設けることが妥当という意見で一致している。

「⑤ごみ処理場の用途区分の設定」である。田川広域水道企業団は、大任町内に建設中のごみ処理場に給水する予定である。ごみ処理場を運営する一部事務組合の構成団体には伊良原ダム建設において出資をしていない団体も含まれており、一部事務組合と田川広域水道企業団を構成する1市3町とでは、給水にかかる費用の負担関係が異なる。そのため、一部事務組合に給水するに当たっては、その使用水量に見合ったダム関連費用の負担を求めるといふことが妥当であるとしている。なお、具体的な料金体系の

設定については、水道法との関連を踏まえ、慎重に検討されたい。こちらはごみ処理場にダム関連費用を上乗せした料金をいただくことが、水道法における差別的取扱いに当たらないかを念のため確認してほしいという意味でのなおがきである。こちらは各負担関係が異なるのでそれに当たらないと考えているが、慎重に検討していきたいと考えている。

「6. 加入金の設定」である。既存設備を従来から使用する需要者との負担の公平化及び料金値上げの抑制のため、新規加入者から水道メーターの口径に応じて、加入金を徴収することが妥当であるとしている。加入金の金額は、水道料金が値上げとなることから、現行の料金から値下げとならない水準とすることが妥当であるということに記載している。

最後に「3. 付帯意見」である。こちらは料金体系そのものというより、少し違う視点の意見を入れている。「(1) 料金改定に関する使用者への周知徹底」である。料金改定は、住民の生活及び企業活動に多大な影響を及ぼすことから、料金改定の趣旨や根拠について、使用者の十分な理解が得られるよう分かりやすく説明されたいということである。次に「(2) 価格弾力性について」である。料金改定によって値上げとなる使用者、特に大口径使用者の使用水量が減少する可能性があるため、使用水量の減少対策に留意されたいというところを記載している。説明は以上である。(事務局)

→ただいま、答申書案について説明があった。意見、質問はあるか。(会長)

→文言についてだが、鏡文のところで、文章の3行目であるが、「水道事業が統合と同時に」の点は「水道事業の統合と同時に」にした方が良いのではないか。(委員)

→事務局いかがか。(会長)

→そのように修正する。(事務局)

→他委員意見なし

→オブザーバーいかがか。(会長)

→オブザーバー意見なし。

・3ページ目の③料金体系の文言を「調整を加えた」から「調整を組み込んだ」というかたちで修正するという点についてはよろしいか。(会長)

→委員同意。

・出た修正箇所を修正し、答申書とさせていただく。(会長)

3. その他

・答申書を取りまとめていただき感謝する。この答申書を審議会から企業長へ答申というかたちでお返しする必要がある。お渡しする場の設定が必要になってくるのだが、その際の出席者についての提案である。事務局としては、会長と副会長に時間を設けて

いただき、企業長に渡す場を設定したいと考えているがいかがか。(事務局)

→委員同意。

→そのようにさせていただく。(会長)

・第5回審議会の会議録についてであるが、これまでどおり、完成後に各委員に郵送させていただく。その後、事務局の方からお電話にて意見を聴取させていただこうと考えている。意見聴取後は会長に一任させていただきたいと思っているが、よろしいか。(事務局)

→委員同意。

→意見聴取後は私に一任とさせていただく。(会長)

・最後に事務局より挨拶をさせていただきたいがよろしいか。(事務局)

→お願いする。(会長)

→当審議会委員の皆様におかれては、昨年8月からのべ5回にわたり、大変熱心なご審議をいただき、本日ここに、水道料金統一に伴う答申書をまとめていただいたこと、事務局を代表し、心から感謝申し上げます。また、事務局として、審議会を開催するに当たり、行き届かない点が多々あったかと思うが、この場を借りてお詫び申し上げます。今後、皆様に取りまとめていただいた答申に基づいて、具体的な協議が首長間でされることとなる。事務局として、統一料金の決定に向けた作業を進めていくので、今後ともよろしく願いしてお礼の挨拶とさせていただく。(事務局)

・委員から何かあるか。(会長)

→委員意見なし。

・以上で、第5回審議会を終了させていただく。事務局から言われたように非常に長い期間審議いただき、感謝する。(会長)